

米子市公共下水道事業
ストックマネジメント計画策定業務
簡易公募型プロポーザル実施要領

米子市下水道部施設課

1 業務概要

(1) 業務名

米子市公共下水道事業ストックマネジメント計画策定業務

(2) 業務の目的

下水道施設全体を一体的に捉え、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止し、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行うことにより、効率的かつ持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの低減を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙米子市公共下水道事業ストックマネジメント計画策定業務標準仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

(4) 業務処理期間

(1)の業務（以下「委託業務」という。）に係る契約の締結日の翌日から平成31年3月22日まで

(5) 提案上限額

94,750,560円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

(6) 選定方法

簡易公募型プロポーザル方式

2 参加資格

委託業務について行うプロポーザル方式に係る手続（以下「プロポーザル手続」という。）に参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 平成29年度米子市建設工事入札参加資格者名簿（建設コンサルタントに限る。）に登録されていること。

(2) 法人格を有すること。

(3) 平成25年4月1日以降に、元請負人として履行した公共事業（法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人が発注するものを含む。）のうち、下水道の処理場、ポンプ場及び管路施設について、ストックマネジメント実施方針の策定に関する業務を受注した実績があること。

(4) 次のアからウまでに掲げる技術者であって、それぞれアからウまでに掲げる要件に該当する者を、委託業務において配置することができること。

ア 管理技術者

① 技術士（上下水道部門（下水道））の登録を受けていること。

② 平成25年4月1日以降に発注された、下水道の処理場、ポンプ場及び管路施設のストックマネジメント実施方針の策定に関する業務を完了した実績を有すること。（履行期間中のものでも可とする。）

イ 照査技術者

① 技術士（総合技術監理部門（下水道））の登録を受けていること。

② 平成25年4月1日以降に発注された、下水道の処理場、ポンプ場及び管路施設のストックマネジメント実施方針の策定に関する業務を完了した実績を

有すること。(履行期間中のものでも可とする。)

ウ 担当技術者

担当技術者として、下水道の処理場・ポンプ場及び管路施設の担当者を各1人以上配置すること。

(処理場・ポンプ場担当)

- ① 技術士(上下水道部門(下水道))の登録を受けていること。
- ② 平成25年4月1日以降に発注された、下水道の処理場及びポンプ場のストックマネジメント実施方針の策定に関する業務を完了した実績を有すること。(履行期間中のものでも可とする。)

(管路施設担当)

- ① 技術士(上下水道部門(下水道))の登録を受けていること。
 - ② 平成25年4月1日以降に発注された、下水道の管路施設のストックマネジメント実施方針の策定に関する業務を完了した実績を有すること。(履行期間中のものでも可とする。)
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 米子市が定める指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

3 プロポーザル手続への参加申込み

(1) プロポーザル手続の実施スケジュール

平成30年3月19日(月)	公告[募集開始]
平成30年3月27日(火)	参加申込書提出期限
平成30年4月27日(金)	技術提案書等提出期限
平成30年5月11日(金)	優先交渉権者及び次点者の決定
平成30年5月17日(木)	見積り聴取及び仕様調整
平成30年5月24日(木)	契約締結[※予定]

(2) 参加申込書の提出

ア 提出期限 平成30年3月27日(火)午後5時

イ 提出場所 鳥取県米子市下水道部施設課施設工事係

ウ 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送による場合は、提出期限までに到着したものに限り、受け付ける。

エ 提出書類 参加申込書（様式1）

(3) 技術提案書等の提出

ア 提出期限 平成30年4月27日（金）午後5時

イ 提出場所 鳥取県米子市下水道部施設課施設工事係

ウ 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送による場合は、提出期限までに到着したものに限り、受け付ける。

エ 提出書類 別表に掲げる書類

オ 提案内容 仕様書に基づき、次に掲げる事項について提案を行うこと。

① 業務内容の把握と着眼点（2ページ程度）

② 業務実施方針について（2ページ程度）

- ・業務方針
- ・実施体制の選定理由
- ・審査及び照査の方針
- ・成果物の編集方針

③ 技術的提案とその解説（4～5ページ程度）

・管路管理計画について

管路ストック全般の状況は、供用開始後40年以上経過した主要幹線が存在し、一部を除き経年劣化を調査し、及び確認することができていない状況である。

過去には、長距離圧送幹線の吐出マンホール付近において、硫化水素発生に起因する道路陥没事故や陶管破損箇所からの土砂吸出しに起因する道路陥没事故が発生している。平成28年度から硫化水素抑制対策として薬品注入を行っているが、抜本的な解決には至っていない。薬剤費用が増加傾向にあり、管路網全体の点検調査や改築・修繕等の費用も増加していくことが想定される状況である。

また、将来的には公共下水道と農業集落排水施設の統廃合が想定される中、管路ストックの調査・点検計画以外に、管路網の一部を再構築していくことが必要になってくると考えられる。

このような状況を踏まえて、短期・中長期の視点から管路管理計画の方針について提案すること。

・終末処理場の今後の在り方について

内浜処理場及び皆生処理場について、建築躯体の老朽化を踏まえた水処理施設及び汚泥処理施設の再構築計画の方針について提案すること。

・地震対策を踏まえたリスク評価・改築事業シナリオ設定について

予算制約がある中での管路施設・処理場・ポンプ場土木建築設備の地震対策並びに今後考えられる管路施設・機械電気設備の改築需要量を踏まえた最適なリスク評価方法及び優先順位・改築事業シナリオの設定方法について提案すること。

・既存台帳システムへの反映について

委託業務で収集される情報・各種検討結果のデータについて、米子市が保

有する台帳システムへの反映内容について提案すること。

- ④ 工程計画及び動員計画（２ページ程度）
 - ・適切な工程管理及び品質確保について
適切な工程管理及び品質を確保するため、委託業務における動員計画、内容取りまとめにおける手順及び想定する項目について提案すること。
- ⑤ その他追加提案等
計画策定に当たり、その他の追加提案があれば記述すること。

カ 特記事項

- ① 技術提案書等の提出時に、追加資料の提出を求めることがある。なお、当該追加資料の提出期限は、米子市の指定した日とする。
 - ② 提出された書類は、提出期限までの間、改変することができる。この場合においては、当該書類を一旦持ち帰り、改めて、改変後の書類を提出期限までに提出しなければならない。
 - ③ 提出期限後における書類の差し替え及び再提出は、原則として認めない。ただし、組織変更等があった場合における委託業務の処理体制の変更については、この限りでない。
 - ④ 技術提案書等の内容は、提案者が責任を持って履行することができる内容としなければならない。
 - ⑤ 仕様書に記載のない事項であっても、提案者の判断で必要と思われる事項があれば、積極的に記載するものとする。この場合において、当該事項に係る経費は、参考見積額に含めなければならない。
 - ⑥ 技術提案書等の作成に必要な資料として、下記の図書について閲覧を行うことができる。
 - ・ 米子市公共下水道事業計画変更認可申請書（第２０回変更）
 - ・ 米子市公共下水道長寿命化計画（内浜処理場・皆生処理場・淀江浄化センター・中央ポンプ場・祇園ポンプ場・大谷ポンプ場・新加茂ポンプ場・上福原ポンプ場・西福原ポンプ場）
 - ・ 米子市下水道ポンプ場・終末処理場地震対策策定業務報告書
 - ・ 処理場及びポンプ場基礎調査資料
 - ・ 米子市長寿命化計画（米子市青木内浜幹線）
 - ・ 米子市公共下水道管路施設硫化水素対策基本方針策定業務委託報告書
 - ・ 皆生中央幹線外管路調査診断業務委託報告書
 - ・ 公共下水道不明水調査業務委託報告書（各業務）
 - ・ 下水道管路施設の巡視・点検対象箇所（暫定案）（米子市下水道部）
 - ・ 地震対策における管路施設の重要度「重要な幹線等」について（米子市下水道部）
 - ・ 農業集落排水処理施設の統廃合計画（案）
 - ・ 米子市下水道台帳管理システム構築業務委託報告書
 - ・ 米子市下水道施設設備台帳システム構築業務委託報告書
- （※赤字部 平成３０年４月３日追加）

閲覧期間：プロポーザル手続に係る公告の日から技術提案書等提出期限の前日まで（午前9時30分から午後4時30分まで）

4 質問の受付及び回答

プロポーザル手続に関する質問は、提出書類の作成に関する事項に限り、受け付けるものとし、審査及び評価に関する質問は、一切受け付けない。

(1) 質問の受付

ア 受付期限

平成30年3月27日（火）正午

イ 提出方法

質問書（様式2）を作成し、次の電子メールアドレス宛てに、電子メールにより提出すること。また、質問書を送信した場合は、11の問合せ先へ、電話によりその旨を連絡すること。

なお、電子メール以外の方法により提出された質問には、回答しない。

電子メールアドレス shisetsu@city.yonago.lg.jp

(2) 質問への回答

質問への回答は、平成30年4月3日（火）までに、参加申込者全員に対し、質問者の名称等を伏せた上で、電子メールにより回答する。

5 プロポーザル手続への参加の辞退

参加申込者は、プロポーザル手続への参加を辞退するときは、辞退届を提出しなければならない。

なお、プロポーザル手続への参加を辞退した者は、これを理由として、以後、不利益な取扱いを受けない。

6 審査方法

提出された書類について審査を行い、技術提案書等の内容を基に、米子市の職員で構成するプロポーザル選考委員会において下記の配点基準により採点し、優先交渉権者及び次点者を選定する。

なお、参加申込者が1社の場合は、審査の結果、当該参加申込者に係る技術提案書等の内容が一定の評価点数を超えたときに限り、当該参加申込者を優先交渉権者として選定する。

[配点基準]

評価項目	審査内容	配点
企業の評価	業務内容の理解度	5点
	同種業務の実績	10点
実施体制	人員配置	10点
	技術者の経験・業務遂行力	15点
提案内容	米子市公共下水道事業ストックマネジ	30点

	メント計画策定業務に係る技術的提案	
業務工程	業務工程の妥当性	5点
追加提案	追加提案の内容	15点
見積価格	見積価格の妥当性	10点
合 計		100点

7 審査結果の通知

審査の結果については、審査終了後、平成30年5月11日（金）に決定し、参加申込者全員に対し、電子メールにより通知する。

8 契約の締結

(1) 契約締結時期 平成30年5月24日（木）[※予定]

(2) 契約締結の交渉

審査の結果選定された優先交渉権者と、委託業務の仕様の協議、確認等委託業務の処理に係る契約の締結のための交渉を行う。ただし、次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、次点者と当該交渉を行う。

ア 優先交渉権者が、審査後に、2に定める要件を満たさなくなったとき。

イ 優先交渉権者との間で当該交渉が成立しないとき。

ウ 優先交渉権者が、契約の締結を辞退したとき。

エ アからウまでに掲げる事由以外の事由により、優先交渉権者との間で契約を締結することができなくなったとき。

※プロポーザル手続は、平成30年度予算の成立を前提とした準備手続であり、当該予算が成立しなかった場合は、当該契約を締結しない。なお、この場合において、プロポーザル手続に参加するための準備に要した費用について、一切補償しないものとする。

9 委託業務の範囲

委託業務に係る委託の範囲は、仕様書に定めるとおりとするが、米子市の判断により、契約の締結段階において、その範囲を変更し、又は優先交渉権者が提出した技術提案書等の内容を追加することがある。

10 その他の留意事項

(1) 次に掲げる場合は、プロポーザル手続に参加することができない。

ア 必要書類を提出期限までに提出しない場合

イ 提出された書類に虚偽の記載があった場合

ウ プロポーザル手続への参加に関して不正の行為又は公正さを欠く行為があった場合

エ 参考見積額が、94,750,560円を超える場合

- (2) 技術提案書等の内容に関する責任は、参加申込者が負うものとする。
- (3) プロポーザル手続への参加に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 参加申込者は、審査の経緯及び結果について、異議申立てを行うことはできない。
- (6) 米子市は、提出された技術提案書等を、参加申込者に無断で二次的に使用しない。

1 1 問合せ先

米子市 下水道部 施設課 施設工事係

郵便番号 683-0834

鳥取県米子市内町172番地1

電 話 0859-34-1376

ファクシミリ 0859-34-7522

電子メールアドレス shisetsu@city.yonago.lg.jp

別表

提出書類	様式等	提出部数等
技術提案書一式	簡易公募型デジタル業務・技術提案書(様式3)	(紙媒体) 原本 各1部 写し 各19部 (電子媒体) CD-R 1枚
	提案者概要書(様式4)	
	同種業務の実績書(様式5)	
	業務処理体制書(様式6) ・配置予定の管理技術者、照査技術者及び担当技術者について記載すること。 ・担当技術者については、分担業務ごとに、代表技術者1人を定めること。	
	配置予定技術者の経歴・実績書(様式7) ・有資格者については、資格者証(写し)を添付すること。	
参考見積書	・指定様式なし ・参考見積書(消費税及び地方消費税に相当する額を含む額を記載) ・見積内訳書(参考見積書の内訳)	
その他資料	・指定様式なし ・この要領に付随する意見、仕様書等に示される業務内容に対する代替案等があれば、提出すること。	

※上記書類一式を製本して、原本1部、写し19部を提出すること。